



江別市 市民自治による まちづくり

!!



それじゃ行つてくる
今日は夕食いらないから

いつてらつしゃい！
一人とも車に気をつけてね！

あの子つたら
忘れものじやない

ああつ!!

く しょくのお弁当！

追い、急いで
追いかければまだ
間に合うはず！

あつ！

きや！
きや！

あすばやか
あすばやか

いた



はい
おはよー



よかつたな
レイコちゃん

もう、ためめじや
お弁当忘れちゃう









…コトには
スゴイですね



はじめての方?



ええ、そうね



だけどあなたの身近な
ところでも同じような
ことをしている人たちが
いるんじゃないかしら?



おかえりな
さ……



市民活動団体！?

一般的の市民が参加して
こんな活動もして
いるのね……



市民団体の活動つて
いろんなカタチで
参加できるんだ……







それから
1年後――



や
い

ママが作った
公園だ!

！ そ
うじ
や
ないの
よ

ママ
だけじゃ
なく



♪近所みんなで

作
つた
公園
な
の
よ…



特別なことをしたり、

ただお願いするのではなく、

自分に何ができるかをイメージしてみて、

少しだけ行動することで

変わる未来があるって、

素敵なことだと思いませんか？

そのために、自治基本条例があるんですって。
つまり、いろいろな方のパワーで、
まちづくりをするための基本となる考え方や
仕組みなどを定めているルールなんです。



市民一人ひとりが考え、 行動するまち、江別をめざして



江別市は、「江別市自治基本条例」を平成21年7月1日に施行しました。この条例は、自分達が暮らすまちについて、市民の皆さんとともに考え、行動する「市民主体のまちづくり」を目指しています。

条例には、江別のまちづくりを進めるための3つの基本原則を定めています。



市民と市が、まちづくりに関する情報を共有します。

基本原則その1

情報共有の原則

基本原則その2

市民参加・協働の原則

基本原則その3

信託と責任の原則

市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加と協働を進め、市はそれを尊重します。

議会と市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実にまちづくりを運営する責任を負います。





このパンフレットは、
江別市と市民活動団体
えべつ協働ねっとわーく
がともに作成しました。



発行月：2014年2月

発行：江別市企画政策部政策調整課

Tel: 011-381-1033 Fax: 011-381-1071

編集企画・制作：NPO 法人えべつ協働ねっとわーく

マンガ制作：乃村浩満

・この条例の詳しい情報は

<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/life/1/12/53/>